

令和元年度農商工等連携普及・創出事業  
公募要領

令和元年 8 月  
中小企業庁

## 令和元年度農商工等連携普及・創出事業公募要領

中小企業庁では「令和元年度農商工等連携普及・創出事業」を実施する委託先（農商工等連携普及・創出事業事務局（以下、「事務局」という。))を、以下の要領で広く募集します。

### I. 農商工等連携普及・創出事業について

#### 1. 目的

地域の稼ぐ力や働く場の維持・創出のためには、単一の企業の取組にとどまらず、業種の枠を超えた農商工等連携を通じた高付加価値商品の開発、地域で一体となったブランド化も含めた販路開拓等の取組により他地域産品との差別化を進めることが必要不可欠となる。そのような農商工等連携に関する取組を全国各地で創出すべく、全国規模の商工、農林漁業等に関する民間団体との連携を図り、成功事例等の情報発信等を行うことで、全国各地で農商工等連携による新事業展開の機運を醸成することを目的とする。

#### 2. 事業概要

「農商工等連携普及・創出事業」では、公募により事務局を選定し、全国規模の商工、農林漁業等に関する民間団体と連携した農商工等連携に関するイベントの実施、広報活動等の取組を実施する。

### II. 委託する業務の内容

本事業を円滑に実施するため、以下の業務について、本公募要領により委託先を公募します。

#### 1. 農商工等連携の機運醸成に資するイベントの開催

全国規模の商工、農林漁業等に関する民間団体と連携し、農商工等連携に関心がある中小企業者、農林漁業者、地方公共団体、各種民間団体等を招いた、農商工等連携に関する普及啓発のためのシンポジウム、また農商工等連携による商品開発を行った中小企業者等が出展する物産展、商談会等の取組を企画・運営すること。また、併せてイベントへの集客に関する活動も行うこと。

#### 2. 農商工等連携に関する広報活動の実施

全国各地の農商工等連携に関する優良事例等を集めた事例集やその他コンテンツの作成による農商工等連携に関する取組の普及や、1. のイベントの事前・事後の周知等に関するWEB、SNS、新聞、チラシ等の媒体での情報発信を行うこと。

### 3. その他

- ・本公募要領に記載されない事項については、受注者と中小企業庁が協議し決定する。
- ・本事業の実施に関する担当者を設け、責任をもって事業を行うとともに、実施に関する事項については、中小企業庁と連携調整を行い、指示に従うこと。

## Ⅲ. 応募資格及び要件

事業申請書を提出できるのは、次の要件を満たす法人となります。

1. 常設の事務所を設け、中小企業庁との密接な連携がとれる体制を確保できること。
2. 中小企業庁の指示に速やかに従うことができること。
3. 中小企業庁にて開催される公募説明会並びに審査委員会に参加することが可能であること。  
＜公募説明会＞  
日時：令和元年8月19日（月）10：30－11：30  
場所：経済産業省別館11F 1115 共用会議室  
※審査委員会については9月9日（月）実施予定。  
（詳細については公募説明会以降、説明会参加者にお伝えいたします）
4. 本事業に関する委託契約を中小企業庁との間で直接締結ができる機関であること。
5. 中小企業庁が提示した委託契約書に合意すること。
6. 別紙2情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
7. 公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと。

## Ⅳ. 委託先の選定

### 1. 選定プロセス等

中小企業庁において、本公募に係る事務局の審査を行う審査委員会を開催し、以下の選定基準に基づき、委託先を決定します。

### 2. 選定方法

委託先は、上記Ⅲの要件を満たす機関から提出された事業申請書及び添付資料又は委託先によって開催される審査委員会における事業のプレゼンテーション（プレゼン：8分、質疑応答：5分）について、選定基準に基づき審査を行い、相対的に評価した上で決定します。

なお、応募締め切り後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施することがあります。また、その際、追加資料の提出を求める場

合があります。

### 3. 選定基準

委託先の選定は、以下の選定基準に基づいて行います。

- (1) 上記Ⅲの応募資格の要件を満たしているか。
- (2) 本事業に係る経理・事務について適確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- (3) 本事業を適確に遂行するに足りる組織、能力等を有しているか。
- (4) 事業実施体制・役割分担は適切となっているか。
- (5) 提案された事業内容が施策の意図と合致しているか。
- (6) 中小企業・小規模事業者等への支援に関するノウハウ・実績を有しているか。

#### **【提出書類に記載する事項】**

- (1) 農商工等連携の機運醸成に資するイベント実施に係る具体的手法
- (2) 農商工等連携に関する広報活動の実施に係る具体的手法
- (3) 全国規模の商工・農林漁業等に関する民間団体との連携方法及び連携の内容
- (4) 本事業の実施に当たって入手される個人情報や企業情報等の秘匿すべき情報の管理方法
- (5) 本委託業務に類似した業務に係る過去の実績（事務局業務の実績など）

### 4. 採択予定数

1 機関とします。

## **V. 契約**

### 1. 委託契約の締結

採択された機関と中小企業庁との間で委託契約を締結することとなります。採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する予定です。

ただし、申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り消し、又は契約解除等を行う場合があります。

なお、実施主体への委託を除き、本委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、中小企業庁の承認を必要とし、本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めません。

### 2. 委託事業の契約期間

委託契約期間は単年度とし、具体的な契約期間は原則として契約書

に定める事業開始日から、令和2年3月31日（火）とします。

### 3. 委託事業（予算）規模

委託事業（予算）規模は40,000千円（一般管理費、消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

なお、採択機関決定後の契約金額は、各支出項目等について検証・審査を行った上で決定するため、必ずしも事業申請書の金額と一致するものではありません。なお、最終的な実施内容、契約金額については、中小企業庁と精査した上で決定することとします。

### 4. 委託費の支払い

委託業務完了の日の翌日から10日以内の日までに委託業務についての実績報告書を提出することとします。中小企業庁はこれを受けて検査を行い、内容に問題がなければ費用（原則として、委託契約期間内に支払完了しているものを対象とする。）の支払いを行います。支払いは原則として精算払いとします。ただし、実施機関の財務状況によっては、関係機関との協議が整い次第概算払いが行える場合があります。

なお、予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行いません。厳格な経理処理が必要となることを前提として、申請してください。

### 5. 委託費の内容

委託業務の遂行に必要と認められる経費は別紙1のとおりです。

## **VI. 応募要領**

### 1. 公募期間等スケジュール

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ①公募開始        | 令和元年8月5日（月）    |
| ②公募説明会       | 令和元年8月19日（月）   |
| ③公募締切        | 令和元年9月4日（水）17時 |
| ④プレゼンテーション審査 | 令和元年9月9日（月）    |
| ⑤審査結果の連絡     | 令和元年9月10日（火）以降 |
| ⑥契約、事業開始予定   | 令和元年9月11日（水）以降 |

### 2. 応募書類

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに中小企業庁（Ⅶ. 問い合わせ先参照）へ郵送又は持参してください。また、宛先面に「令和元年度農商工等連携普及・創出事業に係る事業申請書在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4片面印

刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所止めてください。提出された書類に不備がある場合は、受理しないこととさせていただきます。

(提出書類と提出部数)

- ①事業申請書(別紙、様式1～3)・・・正本1部+写し5部
  - ②暴力団排除に関する誓約書(様式4)・・・・・・・・・・1部
  - ②定款(寄附行為)・・・・・・・・1部
  - ③過去2年間の貸借対照表、損益計算書(収支決算書)・・・各1部
  - ④パンフレットその他機関の概要が分かる資料・・・6部
- ※必要に応じて企画提案の内容が分かる書類(様式不問)を添付すること。

### 3. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知するものとし、採択、不採択についての問い合わせには対応しません。

### VII. 問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進課 仲、坂井、兵江  
住所：〒100-8912 東京都千代田区1丁目3番1号  
電話：03-3501-1767  
E-mail：s-chuki-shinjigyo@meti.go.jp

### VIII. その他

- (1) 提出された事業申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮するものとし、  
なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となります。
- (2) 事業申請書等の作成費は経費に含まれません。また、採択の正否を問わず、事業申請書の作成費用は支給しません。

農商工等連携普及・創出事業の実施に関する経費支出基準

1. 農商工等連携普及・創出事業を実施するために必要な経費。
  - (1) 人件費
  - (2) 事業費
    - ① 専門家派遣に必要な謝金及び旅費
    - ② 職員旅費
    - ③ 通信運搬費
    - ④ 備品リース料
    - ⑤ 広報費
    - ⑥ 消耗品費
    - ⑦ 印刷製本費
    - ⑧ 雑役務費
    - ⑨ 会場費
    - ⑩ 外注費
2. 一般管理費 (1. の 10%以内)
3. 消費税及び地方消費税  
上記経費の 10%

## 情報セキュリティに関する事項

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、以下に記載する事項の遵守の方法について、担当職員に提示し了承を得た上で確認書（様式任意）として提出すること。また、契約期間中に、担当職員の要請により、確認書に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、担当職員と協議し対策を講じ、納入期限日までに確認書に記載した事項の全てを完了すること。
- 2) 受託者は、本事業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係るセキュリティホール対策、不正プログラム対策、ファイル交換ソフト対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を作業担当者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、本作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、本作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本事業を終了又は契約解除する場合には、担当職員から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに担当職員に返却すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本事業に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- 7) 受託者は、本事業の遂行において、当省の情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因



究明及びその対処方法等について担当職員と協議し実施すること。

8) 受託者は、経済産業省情報セキュリティポリシー（経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成24年9月19日改正）、経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成24年7月25日改正））、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成26年度版）」を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

9) 受託者は、経済産業省が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

10) 受託者は、ウェブサイト構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身が管理責任を有するサーバー等がある場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、既知の脆弱性検査、DOS検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

11) 受託者は、ウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する「安全なウェブサイトの作り方（改訂第6版）」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査を含むウェブアプリケーション診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

12) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、原則、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」（以下「政府ドメイン名」という。）を使用すること。なお、政府ドメイン名を使用しない場合には、第三者による悪用等を防止するため、業務完了後、一定期間ドメイン名の使用权を保持すること。

13) 受託者は、電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、なりすましの防止策を講ずること。

14) 受託者は、本作業を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保される措置を講ずること。